

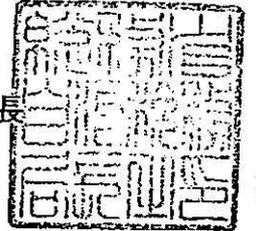
総税企第95号
平成14年5月7日

各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長

殿

東京都 総務・主税局長

総務省自治税務局長



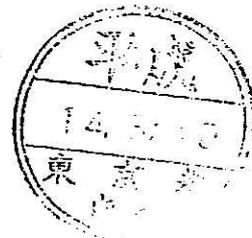
法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する
同意に係る処理基準及び留意事項等について

このたび、総務大臣が法定外普通税又は法定外目的税（以下「法定外税」という。）の新設又は変更について同意する際の処理基準、標準処理期間及び協議の申出に係る手続、並びに法定外税の検討に際し、留意することが望ましいと考えられる事項について、別添のとおり取りまとめましたので通知します。

各都道府県においては、地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化、課税の選択の幅の拡大などの観点から法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、法定外税についての検討に当たっては、本通知の内容を適宜参考とされるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項について（平成13年4月12日付け総税企第64号）」は廃止します。



(別 添)

法定外税の新設又は変更に対する同意
に係る処理基準及び留意事項等

第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策及び租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことを認められることをいうものである。

第2. 法定外税の「変更」

地方税法第259条、第669条及び第731条第2項に規定する法定外税の「変更」とは、税率、課税標準、課税を行う期間（単純延長を含む）、徴収方法等を変更する当該法定外税の実質的な変更をいうものである。

第3. 標準処理期間

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間は、おおむね3月とする。

第4. 協議の申出に係る手続

都道府県及び市町村が法定外税の新設又は変更に関する協議の申出をしようとするときは、協議書（別記第1号様式）正副2通に、次の書類を各一部ずつ添付の上、総務大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 新設法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第2号様式）又は変更法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第3号様式）
- (3) 関係条例の謄本
- (4) 歳入歳出見積計算表（別記第4号様式）
- (5) 税収入見積計算表（別記第5号様式）
- (6) 法定外普通税（法定外目的税）収入見込額調（別記第6号様式）
- (7) その他参考となるべき調書

第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

1. 地方税法に定める非課税規定（第262条、第672条、第733条の2）について

地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの（労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償）

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものである。
- (2) その他、法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする財政需要があること、課税の公平・中立・簡索性、納税者を含む関係者への十分な説明等の適正な手続、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものである。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当である。

第1号様式

法定外普通税（法定外目的税）新設（変更）協議書

地方団体名

税目 _____

上記税目の新設（変更）について、地方税法第 _____ 条の規定に基づき、下記関係書類を添付の上協議する。

記

- 1 理由書
- 2 法定外普通税（法定外目的税）総括表
- 3 関係賦課徴収条例の謄本
- 4 当該年度歳入歳出予算現計表
- 5 -----
- 6 -----
- 7 -----

平成 年 月 日

当該地方団体の長 印

総務大臣

殿

新設法定外普通税（法定外目的税）総括表

課税団体名			
(イ) 税目		(ロ) 徴収方法	
(ハ) 課税客体			
(ニ) 税収の使途			
(ホ) 課税標準			
(ヘ) 納税義務者			
(ト) 税率			
(チ) 収入見込額	(初年度)	(平年度)	
(リ) 非課税事項			
(ヌ) 徴税費用見込額			
(ル) 課税を行う期間			
(ヲ) その他必要事項			

(記載上の注意)

- 1 (ロ)の欄は、普通徴収、特別徴収、証紙徴収等その方法を記載すること。
- 2 (ニ)の欄は、法定外目的税を新設する団体のみ記載すること。この場合、使途の明細及び積算根拠を別紙として添付すること。
- 3 税率、収入見込額及び徴税費用見込額については、その積算根拠を別紙として添付すること。
- 4 記載しきれないものは、別紙としても差し支えないこと。

変更法定外普通税（法定外目的税）総括表

課税団体名			
区分	変更前	変更後	
(イ) 税目			
(ロ) 徴収方法			
(ハ) 課税客体			
(ニ) 税収の使途			
(ホ) 課税標準			
(ヘ) 納税義務者			
(ト) 税率			
(チ) 収入見込額			
(リ) 非課税事項			
(ヌ) 徴税費用見込額			
(ル) 課税を行う期間			
(フ) その他必要事項			

(記載上の注意)

- 1 (ロ)の欄は、普通徴収、特別徴収、証紙徴収等その方法を記載すること。
- 2 (ニ)の欄は、法定外目的税を変更する団体のみ記載すること。この場合、使途の明細及び積算根拠を別紙として添付すること。
- 3 変更後の税率、収入見込額及び徴税費用見込額については、その積算根拠を別紙として添付すること。
- 4 記載しきれないものは、別紙としても差し支えないこと。

第4号様式

平成 年度歳入歳出予算現計表（ 年 月 日現在）

歳 入

款 項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 目 明 細		
				増	減	節	金額	付記
100	100							
100								
	200							
歳 入 合 計								

歳 出

款 項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 目 明 細		
				増	減	節	金額	付記
100	100							
100								
	200							
歳 出 合 計								

備考 歳入、歳出とも「本年度予算額」の欄には、申出当時における現計予算額を、前年度予算額の欄には前年度最終予算額を記入すること。

法定外普通税（法定外目的税）収入見込額調

税目 _____

年 度	課 税 標 準	税 率	非 課 税 分	収 入 見 込 額	備 考
合 計					

- 備考
- 1 備考欄に、課税標準の推計基礎その他に関する参考事項についての詳細を記載すること。
 - 2 変更の場合には、変更前後を区別して記入すること。
 - 3 課税を行う期間中のすべての年度について記載すること。
また、課税を行う期間の定めのないものについては、税の内容等を踏まえ、
適当と考えられる年度までの間について記載すること。

改 正 後 (平成14年5月7日付け総税企第95号)	現 行 (平成13年4月12日付け総税企第64号)
<p style="text-align: center;">法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準_及び留意事項等</p> <p>第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準_</p> <p>1. 処理の基本的事項</p> <p>総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。</p> <p>(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。</p> <p>(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。</p> <p>2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等</p> <p>(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。</p> <p>(1) 「<u>国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること</u>」については、「<u>国税又は他の地方税と課税標準を同じくし</u>」とは、<u>実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。</u></p> <p>(2) 「<u>地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること</u>」とは、<u>課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国税的のものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。</u></p> <p>(3) 「<u>国の経済施策に照らして適当でないこと</u>」については、「<u>国の経済施策</u>」とは、<u>経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策及び租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当</u></p>	<p style="text-align: center;">法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項_</p> <p>第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等</p> <p>1. 処理基準</p> <p>総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。</p> <p>(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。</p> <p>(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。</p>

でない」と認められることをいうものである。

第2. 法定外税の「変更」

地方税法第259条、第669条及び第731条第2項に規定する法定外税の「変更」とは、税率、課税標準、課税を行う期間（単純延長を含む）、徴収方法等を変更する当該法定外税の実質的な変更をいうものである。

第3. 標準処理期間

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間は、おおむね3月とする。

第4. 協議の申出に係る手続

都道府県及び市町村が法定外税の新設又は変更に関する協議の申出をしようとするときは、協議書（別記第1号様式）正副2通に、次の書類を各一部ずつ添付の上、総務大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 新設法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第2号様式）又は変更法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第3号様式）
- (3) 関係条例の謄本
- (4) 歳入歳出見積計算表（別記第4号様式）
- (5) 税収入見積計算表（別記第5号様式）
- (6) 法定外普通税（法定外目的税）収入見込額調（別記第6号様式）
- (7) その他参考となるべき調書

第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

2. 法定外税の「変更」

地方税法第259条、第669条及び第731条第2項に規定する法定外税の「変更」とは、税率、課税標準、課税を行う期間（単純延長を含む）、徴収方法等を変更する当該法定外税の実質的な変更をいうものである。

第2. 標準処理期間

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間は、おおむね3月とする。

第3. 協議の申出に係る手続

都道府県及び市町村が法定外税の新設又は変更に関する協議の申出をしようとする時は、協議書（別記第1号様式）正副2通に、次の書類を各一部ずつ添付の上、総務大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 新設法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第2号様式）又は変更法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第3号様式）
- (3) 関係条例の謄本
- (4) 歳入歳出見積計算表（別記第4号様式）
- (5) 税収入見積計算表（別記第5号様式）
- (6) 法定外普通税（法定外目的税）収入見込額調（別記第6号様式）
- (7) その他参考となるべき調書

第4. 法定外税の検討に際しての留意事項

1. 地方税法に規定する不同意要件（第261条、第671条、第733条）について

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」（第1号）については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過

重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」(第2号)とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。

(3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」(第3号)については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策のうち、特に重要な、又は協力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことをいうものである。

1. 地方税法に定める非課税規定（第262条、第672条、第733条の2）について
地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの（労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償）

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて

2. 地方税法に定める非課税規定（第262条、第672条、第733条の2）について
地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの（労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償）

3. その他

- (1) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う

十分な検討が行われることが望ましいものである。

- (2) その他、法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする財政需要があること、課税の公平・中立・簡索性、納税者を含む関係者への十分な説明等の適正な手続、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものである。

- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当である。

期間を定めることが適当である。

- (2) その他、法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする財政需要があること、課税の公平・中立・簡索性、納税者を含む関係者への十分な説明等の適正な手続、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものである。

豊島区法定外税検討会議日程（案）

注）2003年4月以降は現時点における日程案

区分	検討会議（全体会）	専門委員会	検討部会		
			第一部会 （放置自転車等対策税）	第二部会 （ワルムマンション税）	
2002年					
5月	【第一回】... 5/17（金）				
6月		部会での検討		【第一回】...6/18（火）	
7月			【第一回】...7/23（火）		
8月					
9月			【第二回】...9/24（火）	【第二回】...9/3（火）	
10月				【第三回】...10/22（火）	
11月			【第三回】...11/19（火）		
12月				【第四回】...12/17（火）	
2003年				【第四回】...1/14（火）	【第五回】...1/28（火）
1月					
2月					
3月	【第二回】...3/18（火） 部会報告 専門委員会へ検討付託			【第五回】...3/4（火）	
4月			【第一回】...4/8（火） 【第二回】...4/22（火）		
5月		【第三回】...5/13（火） 【第四回】...5/27（火）			
6月		【第五回】...6/10（火） 【第六回】...6/24（火）	・税としての適否等検討 ・報告書案作成		
7月		【第七回】...7/8（火） 【第八回】...7/22（火）			
8月					
9月	【第三回】 報告書案提示 （全体会で出された意見への対応）	【第九回】 報告書案とりまとめ			
	【第十回】 （全体会の意見を踏まえ審議）				
	【第四回】 区長あて「報告書」提出				

豊島区法定外税検討会議委員名簿

平成15年4月

区 分	氏 名	現 職 等		
学 識 経 験 者	会 長 中 村 芳 昭	青山学院大学法学部教授		
	副会長 岩 田 規久男	学習院大学経済学部教授		
	第 一 部会長 今 井 勝 人	武蔵大学経済学部教授		
	第 二 部会長 池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授		
	内 山 忠 明	日本大学法学部教授		
	山 川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授		
	小 林 秀 樹	千葉大学工学部助教授 (豊島区住宅対策審議会委員)		
	野 口 和 俊	弁護士(豊島区都市計画審議会委員、豊島区建築審査会委員)		
区 民 代 表	岩 原 由 紀 子	主婦		
	齊 木 勝 好	会社経営		
	佐 藤 智 重	自営業		
	平 山 平	区政モニターOB会会長		
	松 浦 純 子	高校教諭		
	柳 田 好 史	会社員		
関 係 団 体 等	(放 置 自 転 車 等 対 策 税 関 係)	林 康 雄	東日本旅客鉄道(株) 総合企画本部投資計画部長	
		黛 雅 昭	西武鉄道(株) 管理本部取締役企画部長	
		古 澤 廣 道	東武鉄道(株) 鉄道事業本部計画管理部長	
		小 見 龍 一 郎	帝都高速度交通営団 経理部長	
		齊 藤 春 雄	東京都交通局経営企画室長	
		堤 良 三	街づくり自転車活用研究所所長	
		平 野 和 範	全国自転車問題自治体連絡協議会事務局次長	
	(ワ ー ル ム マ ン シ ョ ン 税 関 係)	織 本 真 一 郎	(社)東京都建築士事務所協会 豊島支部長	
		梶 田 紘 利	(社)東京都宅地建物取引業協会 豊島支部 池袋西地区地区長	
		西 田 鐵 男	(社)日本住宅建設産業協会 政策委員会副委員長	
		佐 藤 信 哉	首都圏中高層住宅協会 会長	
		区 職 員	小 野 温 代	政策経営部長
			山 木 仁	総務部長
			上 村 彰 雄	都市整備部長
増 田 良 勝	土木部長			

豊島区法定外税検討会議部会別委員構成

平成15年4月

専門委員会 (学識経験者)	氏名	所属等
	会長 中村 芳昭	青山学院大学法学部教授
	副会長 岩田 規久男	学習院大学経済学部教授
	今井 勝人	武蔵大学経済学部教授
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	内山 忠明	日本大学法学部教授
	山川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授
	小林 秀樹	千葉大学工学部助教授
	野口 和俊	弁護士

第一部会		氏名	所属等
放置 自転車等 対策税	専門委員会委員	部会長 今井 勝人	武蔵大学経済学部教授
		岩田 規久男	学習院大学経済学部教授
		内山 忠明	日本大学法学部教授
		山川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授
	区民代表	齊木 勝好	会社経営
		平山 平	区政モニターOB会会長
		柳田 好史	会社員
	関係団体等	林 康雄	東日本旅客鉄道(株) 総合企画本部投資計画部長
		黛 雅昭	西武鉄道(株) 管理本部取締役企画部長
		古澤 廣道	東武鉄道(株) 鉄道事業本部計画管理部長
		小見 龍一郎	帝都高速度交通営団 経理部長
		齊藤 春雄	東京都交通局経営企画室長
堤 良三		自転車活用研究所所長	
区職員	平野 和範	全国自転車問題自治体連絡協議会事務局次長	
	小野 温代	政策経営部長	
	山木 仁	総務部長	
	増田 良勝	土木部長	

第二部会		氏名	所属等
ワンルームマンション税	専門委員会委員	部会長 池上 岳彦	立教大学経済学部教授
		中村 芳昭	青山学院大学法学部教授
		小林 秀樹	千葉大学工学部助教授
		野口 和俊	弁護士
	区民代表	岩原 由紀子	主婦
		佐藤 智重	自営業
		松浦 純子	高校教諭
	関係団体等	織本 真一郎	(社)東京都建築士事務所協会 豊島支部長
		梶田 紘利	(社)東京都宅地建物取引業協会 豊島支部 池袋西地区地区長
		西田 鐵男	(社)日本住宅建設産業協会 政策委員会副委員長
		佐藤 信哉	首都圏中高層住宅協会 会長
	区職員	小野 温代	政策経営部長
山木 仁		総務部長	
上村 彰雄		都市整備部長	

参 考

豊島区法定外税検討会議幹事名簿

平成15年4月

所 属	氏 名	備 考
政策経営部 財政課長	横 田 勇	
” 広報課長	岡 本 晃 治	
総 務 部 税務課長	吉 川 彰 宏	
都市整備部 都市計画課長	鈴 木 達	
” 都市開発課長	石 井 雄 三	
” 住宅課長	齊 藤 雅 人	
” 建築指導課長	田 村 守 男	
土 木 部 交通安全課長	北 本 治	